

イノベーション法務 Vol.7

AI 等法務業務支援サービス提供と弁護士法 72 条に関する新ガイドラインの公表

2026 年 10 月 9 日

弁護士 高瀬 篤

弁護士 岩崎 啓太

2026 年 8 月 21 日、法務省大臣官房司法法制部から、「ビジネス分野における AI 等法務業務支援サービス提供と弁護士法第 72 条の関係について」([本文](#)/[概要](#)。以下「新ガイドライン」といいます。)が公表されました。

以下では、AI 等を用いた法務業務支援サービスの開発・提供に携わる、あるいはこれから新規参入しようとする事業者の目線に立って、新ガイドラインの概要を紹介します。

目次

1. 法務業務支援領域に参入する上でのリスク
 - (1) 法務業務支援サービスに対するニーズ
 - (2) 弁護士法 72 条に関するリスク
 - (3) これまでの線引きの試み
2. 新ガイドラインは誰を対象としたものか？
3. 各論に入る前に：「ユーザーの利用方法の問題にすぎない」というリスク回避は可能か
4. サービス設計の方向性
 - (1) 「事件性」のある案件に焦点を当てたサービスを作るのは賢明ではない
 - (2) 目指すべき方向性：「価値中立的なサービス」
 - (3) 「価値中立的なサービス提供」でありさえすればいいのか
 - (4) 「価値中立的なサービス提供」に加えて何が必要か：ガバナンスの重要性
5. ガバナンスの効いた「価値中立的なサービス提供」によるリスク回避

1. 法務業務支援領域に参入する上でのリスク

(1) 法務業務支援サービスに対するニーズ

一般論として、企業の法務課題が多様化・複雑化する一方、これに対応する法務人材は慢性的に不足しており、AI 等を活用した法務業務の支援・効率化へのニーズは大きいといえます。実際、新ガイドラインにおいても、「AI 等の急速な進展・普及や特にビジネス分野における AI 等活用の需要の増大等により、法務業務支援の分野においても、次々に新たな業務支援サービスが考案され」ていることが指摘されています（新ガイドライン第 1.1）。ⁱ

このような法務業務支援サービスについては、例えば取引先が作成した契約書と自社ひな型との相違点の確認や形式面の調整、公表情報の収集などといった、単純ですがユーザーの作業負荷が重い業務を代替するだけでも、サービスとしての価値はあるといえます。もっとも、ユーザーに対し、より一層高い価値を提供しサービスへの満足度を高めていこうとすると、やはり単純作業の代替や一般論・抽象論の提供だけでは、十分とはいえないでしょう。

むしろユーザーとしては、「この契約のこのリスクの具体的な回避方法」「この事案での現実的な対応方針」などのように、個別具体的なケースにおける、現実的・実践的な回答を求めたくなるでしょう。また、事業者としても、競合に後れをとらないよう、そのようなユーザーのニーズに応えていきたいと思うのが通常でしょう。

(2) 弁護士法 72 条に関するリスク

しかしここで、弁護士法 72 条が問題となります。同条は要するに、弁護士又は弁護士法人でない者が①報酬を得る目的で②「訴訟事件...その他一般の法律事件」に関して③「鑑定...その他の法律事務」を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることを禁止するものであり（新ガイドライン第 2.2(1)）、違反した場合には、刑事罰が科せられる可能性があります。

(非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止)

第 72 条 弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(非弁護士との提携等の罪)

第 77 条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

三 第 72 条の規定に違反した者

この弁護士法 72 条を定める趣旨は、弁護士以外の者が他人の法律事件に業として介入することを放置すると、当事者その他の関係人らの利益を損ね、法律生活の公正かつ円滑な営みを妨げ、ひいては法律秩序を害することになるからだと考えられています（新ガイドライン第 3.1。最大判昭和 46 年 7 月 14 日刑集 25 巻 5 号 690 頁）。

特に、AI の出力結果にハルシネーションやバイアスが含まれる可能性を払拭できない現状を踏まえると、品質の乏しいサービスが社会実装された場合には、弁護士法 72 条が想定する上記の懸念はより一層深くなると考えられます（新ガイドライン第 3.1 でも同様の指摘がなされています）。

そのため、単純に弁護士法 72 条に関する規制を緩め、AI 等による法務業務支援サービスを提供しやすくすればよいというわけではありません。他方で、既に述べたとおり、法務領域における当該サービスへのニーズは一層高まっておりますし、そもそも AI の進歩・社会実装が日進月歩で進んでいる現状を踏まえると、いたずらに厳しく規制すればよいという問題でもありません。

今より一層求められているのは、AI 等を用いた法務業務支援サービスが弁護士法 72 条に違反する／違反しない場合を示す明確な線引きであるといえます。

(3) これまでの線引きの試み

この点については、同じく法務省大臣官房司法法制部が 2023 年 8 月に公表した「AI 等を用いた契約書等関連業務支援サービスの提供と弁護士法第 72 条との関係について」([本文](#)。以下「令和 5 年ガイドライン」といいます。)において、既に一定の考え方が示されておりました。

令和 5 年ガイドラインは、「AI 等法務業務支援サービスのうち、契約書等関連業務支援サービスを例にとり、同条との関係で問題となり得る要件ごとに、「報酬を得る目的」「訴訟事件...その他一般の法律事件」「鑑定...その他の法律事務」のほか、当該サービスの提供の相手方(利用者)が誰であるかという観点から、個別に判断上の考慮要素を整理するとともに、通常該当しないと考えられる例と該当し得ると考えられる例を明確化したもの」でした(新ガイドライン第 1.1)。そのため、事業者としては、この令和 5 年ガイドラインの内容を補助線として、自社のサービスが弁護士法 72 条に違反するかどうかを判断することになりましたが、令和 5 年ガイドラインの対象は契約書等関連業務(契約書等の作成・審査・管理業務を一部自動化することにより支援するサービス)に限られており、生成 AI の進展で登場した多様なサービスをカバーするには、刑事罰のリスクを負う事業者にとってまだまだ心許なく、更なる規制緩和や解釈の明確化が求められていました(新ガイドライン第 1.1)。

そのような中で、今般、「サービス提供者が AI 等法務業務支援サービスを提供するに当たって、同条に抵触するリスクを回避し、AI 等を事業展開に安全に活用できるようにすることを目的」として(新ガイドライン第 1.1)、2026 年 8 月 21 日に新ガイドラインが公表されるに至りました。

2. 新ガイドラインは誰を対象としたものか？

新ガイドラインが念頭に置いているのは、次のような場面です(新ガイドライン第 1.1)。

- ・ 弁護士又は弁護士法人でないサービス提供者が
- ・ 弁護士又は弁護士法人でない企業その他の事業者であるサービス利用者に対して
- ・ 報酬を得る目的で、鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務...を行い得る機能を有する AI 等法務業務支援サービスを提供する場合(いわゆる汎用型 AI のサービス提供者が、報酬を得る目的で、サービス利用者に対して、「鑑定...その他の法律事務」を行い得る機能を有するサービスを(業として)提供する場合を含む。)

このように、新ガイドラインは、事業者が、エンドユーザーたる事業者(リーガルテック特化型・汎用型 AI を問わない)を直接提供する場面を主な対象としています。ただし、「API 等を通じて他のサービス提供者に対して AI 等の機能を用いた法務業務支援サービスを提供する事業者についても、当該 API 等の利用目的・利用態様を認識し得る場合には、本ガイドラインの趣旨が及び得る」

とも注記されていますので、API 連携で AI 機能を提供する BtoB 事業者も、以下の新ガイドラインの内容を確認しておく必要があるといえます。

3. 各論に入る前に：「ユーザーの利用方法の問題にすぎない」というリスク回避は可能か

各論に入る前に、多くの事業者が期待するかもしれないリスク回避策について検討します。それは、「弁護士法 72 条に抵触するような形でプロンプトを入力して出力させているのはユーザーであって、当社は関係がない」という理屈です。

結論として、このような議論は、サービス提供事業者が弁護士法 72 条のリスクを回避する方法にはなり得ません。

新ガイドラインにおいても、一定の場合には「サービス利用者が...プロンプト等を入力するなどして当該サービスを利用することは、当該サービス提供の性質上、当然に行われることが想定されているサービス提供者側が企図していた法務業務支援の契機となるものにすぎない」と考えられ、「規範的に評価すれば、プロンプト等の入力により AI 等により自動的に出力結果を生成し表示させるサービス利用者側の行為も含めて、サービス提供者の行為であると評価され得る」ことを指摘しています（新ガイドライン第 2.1）。すなわち、ユーザーの利用方法の問題とはいえず、あくまでもサービス提供事業者の設計の問題と捉えられることになります。

したがって、やはり法務業務支援サービスに携わる事業者としては、新ガイドラインを踏まえたサービス設計や運用が重要となります。

4. サービス設計の方向性

(1) 「事件性」のある案件に焦点を当てたサービスを作るのは賢明ではない

まず第一に、弁護士法 72 条が刑事罰も用いて法律秩序が害される事態の発生を防止していることを踏まえると、弁護士法 72 条が禁止する典型的な場合を自社サービスの主領域とすることは、決して賢明ではありません。

繰り返しですが、弁護士法 72 条は、弁護士又は弁護士法人でない者が①報酬を得る目的で②「訴訟事件…その他一般の法律事件」に関して③「鑑定…その他の法律事務」を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることを禁止しています。このうち、②③の要件の意味は以下のとおりであり、特に②の要件は「事件性」の要件といわれています。

要件②「訴訟事件...その他一般の法律事件」	同条本文に例示列举されている「訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件」、及びこれらに準ずる程度に法律上の権利義務に関し争いがあり、あるいは疑義を有するなど、法的紛議が生じることがほぼ不可避に想定され得る案件である（新ガイドライン第2.2(1)）。
要件③「鑑定...その他の法律事務」	「鑑定」とは、法律上の専門的知識に基づき法律的理解を述べることをいうとされ、「その他の法律事務」とは、法律上の効果を発生、変更等する事項の処理をいう（令和5年ガイドライン3頁）

したがって、事件性のある案件について法律上の専門知識に基づく法律的理解を述べることを狙って、法務業務支援サービスを開発・提供することは、弁護士法 72 条に正面から抵触するリスクが高く、ビジネス判断としても賢明とはいえません。

例えば、「弁護士の関与なしに訴状、準備書面、答弁書、証拠説明書その他の裁判所への提出書面や和解契約書等の法的紛議を前提とした対外使用書面を作成することに特化あるいはこうした作業への利用を念頭においた機能等を有するサービスの提供」（新ガイドライン第 2.4(1)）などは、サービス設計の方向性としてふさわしくないといえます。

(2) 目指すべき方向性：「価値中立的なサービス」

では、どのような方向性でサービス設計するべきなのでしょう。ここで、新ガイドラインは「価値中立的なサービス提供」という考え方を提示します。

新ガイドラインによれば、「価値中立的なサービス提供」を行っているときには、結果的にユーザーが事件性のある案件に当該サービスを利用しても、それは提供者にとって「他律的・事後的要素」であり、「サービス提供者が「訴訟事件...その他一般の法律事件」に関して「鑑定...その他の法律事務」を取り扱ったと評価することは、責任主義の観点からも困難である」と述べています（新ガイドライン第 2.2(2)ア）。

すなわち、新ガイドラインが示す「価値中立的なサービス提供」に該当すると評価される場合には、サービス提供事業者が弁護士法 72 条に違反し刑事罰に値すると評価することが困難になりますので、事業者としては、この方向性に向かって、自社のサービスを設計していくべきと考えられます。

新ガイドラインが示す「価値中立的なサービス提供」の定義、設計・機能面での要件は以下のとおりです（新ガイドライン第 2.2(2)ア・ウ）。

定義	サービス提供者が「事件性」のある案件に関する「鑑定...その他の法律事務」にも、それには当たらない業務にも利用可能なAI等法務業務支援サービスを提供しているといえるようなとき（例えば、そもそも「事件性」のある案件に関する「鑑定...その他の法律事務」に利用させることを目指して設計されたサービスでないとき等）
設計・機能面での要件	① 提供するサービスの設計、中核的機能、用いられている技術等が、法的紛議が現に顕在化している案件や法的紛議が生じることがほぼ不可避に想定され得る案件に関する「鑑定...その他の法律事」に利用させることを目指したものではないこと ② また、こうした案件に関する「鑑定...その他の法律事務」への利用に特化した、あるいは特化しているとまではいえなくても、「事件性」のある案件に関する「鑑定...その他の法律事務」への利用が念頭におかれた特性・機能等...を有するものではないこと

そして、「価値中立的なサービス提供」の具体例として、新ガイドラインでは以下のような項目が挙げられています（新ガイドライン第 2.3）。

- 文献その他のリサーチ
- 法的問題点の検討業務支援
- 書面作成・審査・管理業務支援
- 社内における研修・経営判断の適法性確認等を含むガバナンス・リスク管理・コンプライアンス業務支援
- 内部通報事案の調査支援
- 新規業務スキームの構築・事業再編等業務支援
- 従業員・顧客・取引先等とのトラブルが発生した場合に会社としての対応方針を決定するための内部調査支援
- 株主総会・取締役会その他の会議業務支援

(3) 「価値中立的なサービス提供」でありさえすればいいのか

それでは、上記の要件を満たし「価値中立的なサービス提供」と言えるような設計・機能にしさえすれば、弁護士法 72 条違反のリスクを回避できているのでしょうか。

答えは NO です。新ガイドラインでは、たとえ「価値中立的なサービス提供」であったとしても、以下のような場合には、弁護士法 72 条違反の問題が生じ得ると指摘されています（新ガイドライン第 2.4(2)）。

- 現に同サービスが「事件性」のある案件に関する「鑑定...その他の法律事務」に利用されていること、若しくはその具体的可能性を認識・認容しながら当該サービスを提供し、実際に当該

サービスが「事件性」のある案件に関する「鑑定...その他の法律事務」に利用されていると認められるとき（例えば、非弁活動を現に行っている、あるいは行おうとする者に対して、それを認識・認容しながら、当該サービスを提供するケースや、当該サービスを「事件性」のある案件に継続的・反復的に利用しようとする者に対して、それを認識・認容しながら当該サービスを提供するケースなど）

- 当該サービスの性質、サービス利用者による客観的な利用状況、提供方法等に照らして、サービス利用者のうち例外的とはいえない範囲の者が同サービスを「事件性」のある案件に関する「鑑定...その他の法律事務」に利用する蓋然性が高いと認められる具体的な状況下で、これを認識・認容しながら当該サービスの提供を継続し、実際に当該サービスが「事件性」のある案件に関する「鑑定...その他の法律事務」に利用されていると認められるとき

→ 以上のような状況を把握しながら、当該利用を回避するための合理的な措置を講じることなく漫然とサービスを継続して提供するような場合には、一般的には、実質的に「事件性」のある案件に関する「鑑定...その他の法律事務」を取り扱っているものと評価せざるを得ないものと考えられる。

ただし、ここで新ガイドラインが想定しているのは、「例えば、サービス提供者がサービス利用者からのフィードバック、問合せ、利用ログの分析等を通じて、サービス利用者が「事件性」のある案件に関する「鑑定...その他の法律事務」に当該サービスを利用していること、あるいはその具体的な可能性を認識した場合」であり、事業者に対し、積極的な監視義務を求めるものではありません（新ガイドライン注 10）。

とはいえ、「価値中立的なサービス提供」でありさえすれば、それだけで弁護士法 72 条のリスクを回避できるわけではないこともまた事実です。

(4) 「価値中立的なサービス提供」に加えて何が必要か：ガバナンスの重要性

弁護士法 72 条違反のリスクを回避するため、新ガイドラインは、「価値中立的なサービス提供」であることに加え、「サービス利用者による不適切な利用を回避するための適切な体制を整備している」といい得る」ことを求めています（新ガイドライン第 2.2(2)ウ）。

具体的には、以下のような事項がガバナンス上の留意・推奨事項として想定されています（新ガイドライン第 3.2）。このうち特に「重要」なものとして指摘されている事項については、黄色ハイライトを付しています。

措置		ガイドラインの記載（要旨・抜粋）
AI事業者一般のガバナンスの履践		- 個人情報保護法、著作権法等の関係法令の遵守 - 総務省・経産省「AI事業者ガイドライン」等が推奨するリスク対策等の自主的な取組を行うことが重要
インシデント対応窓口		弁護士法違反のインシデント等の発生に対応する窓口を設けることが推奨される。
弁護士の実質的関与による品質・信頼性確保		ナレッジマネジメントや検索・要約を超えて「鑑定」等にわたり得る機能を有する場合、サービス及び機能設計において日本の弁護士資格を有する者が監修、あるいは実質的に関与していることが望ましい。 RAGや学習データ、出力内容の性質・制約をサービス利用者に十分に説明することが重要。
誤認を与える表示の不使用		広告・サービス名等はもとより、出力結果が弁護士に代わる判断を提供するものであるとか、法的結論の正確性を保証するものであると想起させるような表現は厳に慎むべき。
サービス利用者の適格性確保	申込時の確認措置	サービス利用者の属性・利用目的について、利用申込時の審査等の合理的な確認措置を行い、非弁活動を企図している者への提供等、用法上、弁護士法第72条に違反する疑いのある提供は厳に行わないようにしなければならない。
	利用規約等への明記・ガイダンス	以下のような不適切な利用を防止するための核心的遵守事項については、サービス利用者に対して確実に説明することが重要。 a. AIは弁護士等に代わる最終判断ではなく回答は参考情報にすぎないこと b. 「事件性」のある案件に利用させる目的で提供するものではないこと c. 「事件性」のある案件については、内容及び必要性等に応じて、弁護士に相談し判断を仰ぐ必要があること d. 自己の業務にのみ利用し他人の法律事務には使用しないこと（、親会社法務部門によるグループ内利用は通常「他人の法律事務」に当たらない。） e. 弁護士法その他関係法令・利用規約の遵守。 上記の事項について、利用規約等に規定した上で、利用規約に対する同意の取得、利用者による遵守の宣誓、利用上の留意事項に対する事前のガイダンス・チュートリアル等が推奨される。
	利用停止措置等	- 重大な利用規約違反（虚偽申告、指摘・警告後の反復継続等）には、サービスの利用停止等の適切な措置を講ずることが極めて重要。 - 事件性のある案件への利用がうかがわれる場合は、核心的遵守事項を改めて説明して誤認を解消し、法令上可能な範囲で弁護士への相談を案内する等適切な対応をとることが重要。
入力・出力段階での留意事項の明示		事件性のある案件には利用できないこと等の利用上の留意事項をプロンプト等を入力する前の段階や出力結果等に明確に表示することが重要。
UI・機能設計上の配慮		- 不適切用途を誘発しないようなUIや機能設計とするとともに、事件性利用のおそれの高い「高リスク機能」には注意表示の強化等のリスク低減措置をとることが重要。 - 出力結果の正確性、信頼性に関する誤認等のリスクを与えないよう、根拠や参照元の情報を表示できる場合は、これらを明示することが重要。 法令上可能な範囲で、利用者が自発的に弁護士に相談することを促すための補完的措置を講じることも推奨される。

なお、サービスの価値中立性を高めるために、例えば訴状、準備書面、答弁書、証拠説明書その他の裁判所への提出書面や和解契約書等法的紛議を前提とした対外使用書面等の「事件性」のある案件に関する出力に制限をかけるなどの措置をとること（出力制限）については、今後の技術の進展等を踏まえたサービス提供者の自主的な判断に任せることとし、新ガイドラインにおける留意・推奨事項として明記することとせず、今後の検討課題となりました（新ガイドライン注 22）。

5. ガバナンスの効いた「価値中立的なサービス提供」によるリスク回避

以上のとおり、法務業務支援サービス領域に携わる事業者が、新ガイドラインが示すような「価値中立的なサービス提供」を行うとともに、上記のような利用者による不適切な利用を回避するためのガバナンス上の措置を講じている場合には、「一般的には、サービス提供者において、「事件性」のある案件に関して「鑑定...その他の法律事務」を（業として）取り扱ったとは評価し難く、弁護士法第 72 条に抵触するおそれはない」ものと考えられます（新ガイドライン第 2.3）。

もちろん、弁護士法 72 条に違反するか否かは、最終的には個別具体的な事案における裁判所の判断に委ねられるものですが、まさに新ガイドラインの目的にもあるように、事業者が「AI等を事業展開に安全に活用できる」ための土台は、これまで以上に明確になったといえます。

なお、以上では「事件性」を軸として新ガイドラインの概要を紹介しましたが、そもそも提供する機能が「鑑定...その他の法律事務」に当たらなければ、弁護士法 72 条の問題も生じません。提供するサービスの内容によっては、この方向でのリスク回避も依然として有効な方策です。そして、新ガイドラインは令和 5 年ガイドラインを変更・修正するものではありませんので、どのような機能が「鑑定...その他の法律事務」に該当し、又は通常該当しないかの具体例は、令和 5 年ガイドラインの整理を踏まえつつ検討することになります。

本ニュースレターは、法務等に関するアドバイスの提供を目的とするものではありません。
具体的な案件に関するご相談は、弁護士等の専門家へ必ずご相談いただきますよう、お願いいたします。
また、本ニュースレターの見解は執筆者個人の見解であり、当事務所の見解ではありません。